

【 諮問事項 】 保健事業について

1 根拠規定

老人保健法に基づく市町村事業として実施されているが、医療制度改革に伴い75歳以上の後期高齢者については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高確法」という。）第125条の規定により、後期高齢者医療広域連合が取り組むものとされている。

努力規定	健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康増進に必要な事業
できる規定	療養のために必要な用具又は資金の貸付事業

2 現状

老人保健法に基づく県内市町の平成18年度の実施状況については次のようになっている。

種 別	実 施 市町数	受 診 者 数	備考（平成20年度以降の取扱等） 【根拠法等、実施主体】	
法定	健康教育、相談	介護保険法の介護予防事業として実施	介護保険法【義務、市町】 高確法【努力規定、広域連合】	
	基本健康診査 （うち後期高齢者）	23	147,637人 （29,002人）	高確法（75歳未満）【義務、市町】 高確法【努力規定、広域連合】
	療養用具の貸付	0	0	高確法【できる規定、広域連合】
	療養資金の貸付	15	—	高確法【できる規定、広域連合】
	リハビリ事業	1	6人	介護保険法【義務、市町】
	訪問指導	2	300人	介護保険法【義務、市町】
	人間ドック助成	16	11,624人	健康増進法【努力、市町】
	骨粗鬆症検査	2	407人	健康増進法【努力、市町】
	がん検診等補助	9	4,925人	健康増進法【努力、市町】
	感染症予防	2	600人	健康増進法【努力、市町】
	歯科相談等	2	243人	健康増進法【努力、市町】
任意	はり・きゅう施術	4	105,734人	任意（市町の判断）
	健康表彰	8	9,139人	任意（市町の判断）
	施設利用補助	3	13,748人	任意（市町の判断）

3 事務局方針（案）

(1) 基本的な考え方

保健事業に要する費用は原則保険料で賄うこととなるため、被保険者の保険料負担への影響額なども考慮し、必要最小限な事業にとどめることとする。

そのため、当面、『努力規定の事業』については、現行の老人保健事業で全ての市町において実施されている事業を実施することとし、『できる規定の事業』及び一部の市町で実施されている任意事業については実施しないこととする。

(2) 実施事業

健康診査とする。

(理由) 現行の老人保健事業で全ての市町において実施されていること。

中高年からの特定健診との継続性を確保することにより、生活習慣病予防等に効果があると認められるため。

健康診査の内容は、原則、高確法に基づき市町が75歳未満の者に対して行う特定健診と同じ検査項目とする。ただし、腹囲検査は行わない。また、心電図及び眼底検査のように医師が必要と認めて検査を行うものは対象としない。

なお、健康相談、健康教育は、現在実施されている介護保険法の事業による対応とする。

(3) 実施方法

当初、広域連合が主体となって実施(市町への委託可)することとされていたが、健診単価が各市町で異なっており、広域連合で統一単価を設定することが困難という実態があること、さらには、保険料負担の逓減化のためには、国と市町からの財源補填(補助)が必要との考えから、市町が主体となって実施し、それに対し国、広域連合が補助する方式が新たに示された。

二つの手法について精査した結果、補助方式の方が、各市町の実態に即した健診事業が行えること及び広域連合で集約調整する時間的ロスがなくなり、事業が効率的に実施できるメリットがあるため、補助方式で実施する方向で検討したいと考えている。

また、介護予防事業における生活機能評価事業については、対象者及び健診項目に一部重複するものがあるため、原則、後期高齢者の健康診査は生活機能評価と同時に行い、受診者の負担軽減と事業費の節減を図ることとする。

4 保健事業(健康診査)の事業費と保険料への影響額(粗い試算)

国の将来推計人口による被保険者見込数と、平成18年度における県内市町の実績による受診率及び健診単価等をもとに事業費と保険料への影響額を試算すると次のようになる。

(1) 事業費見込額

108,779千円	国庫補助対象分	85,668千円	国庫補助額	28,556千円
			市町負担額	28,556千円
			保険料負担額	28,556千円
	国庫補助対象外	23,111千円	※基本的には保険料で負担	

注) 国庫補助対象分については、補助要綱により負担割合が定められる予定。

注) 国庫補助単価が実勢単価とくらべ低く設定される見込みであるため、対象外(超過)経費が大きい。

(2) 保険料への影響見込額

国庫補助対象外分の経費について保険料で全て賄うとした場合、保険料への影響額は、158円と見込まれる。

	全額保険料で負担する場合
国庫補助対象分	88円
国庫補助対象外分	70円
計	158円

28,556千円÷327,935人

23,111千円÷327,935人

5 添付資料

老人保健法における平成 18 年度の保健事業の実施状況（別紙 1 - 1）

平成 18 年度基本健康診査実施状況（別紙 1 - 2）

健康診査の項目と他法との関係について（別紙 2）

保健事業（健康診査）に係る経費と保険料への影響額の粗い試算（別紙 3）

高齢者の医療の確保に関する法律

第五節 保健事業

第二百五条 後期高齢者医療広域連合は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、後期高齢者医療給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

4 前項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

老人保健法における平成18年度保健事業の実施状況

別紙 1 - 1

種別	平成18年度の実績																	受診者数	受診率	事業費		備考 (平成20年度以降の取扱等) (根拠法等, 実施主体)							
	市町別の実施状況																			平均単価									
	広島市	呉市	竹原市	三原市	尾道市	福山市	府中市	三次市	庄原市	大竹市	東広島市	廿日市市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町						坂町	安芸太田町	北広島町	大崎上島町	世羅町	神石高原町	計
法定分	基本健康診査																							23	147,637人	1.8%	7,061円	1,138,131,734円	高確法【75歳未満】(義務, 市町)
	(うち後期高齢者分)																								29,002人	8.6%	7,695円	223,163,624円	高確法【75歳以上】(努力, 広域連合)
	療養用具の貸付																							0	—	—	—	—	高確法(できる規定, 広域連合)
	療養資金の貸付																							15					高確法(できる規定, 広域連合)
	健康教育・健康相談																							0	—	—	—	—	介護保険法(義務, 市町)
	リハビリ事業																							1	212人	—	15,000円	3,180,000円	介護保険法(義務, 市町)
	訪問指導																							2	300人	—	700,000円	210,000,000円	介護保険法(義務, 市町)
	人間ドック等																							16	11,624人	—	20,000円	232,480,000円	健康増進法(努力, 市町)
	骨粗鬆症検査																							2	407人	—	4,500円	1,831,500円	健康増進法(努力, 市町)
	がん検診等補助																							9	4,925人	—	7,000円	34,475,000円	健康増進法(努力, 市町)
	感染症予防																							2	600人	—	4,000円	2,400,000円	健康増進法(努力, 市町)
	歯科相談等																							2	243人	—	1,300円	315,900円	健康増進法(努力, 市町)
市町任意	はり・きゅう施術																							4	105,734人	7.5%	10,000円	1,057,340,000円	任意(各市町の判断)
	健康表彰																							8	9,139人	4.3%	4,000円	36,556,000円	任意(各市町の判断)
	施設利用補助																							3	13,748人	4.2%	4,000円	54,992,000円	任意(各市町の判断)

注1) は国保持会からの支出を示す。 は一般会計からの支出又は老人保健対象者は適用除外としているものを示す。
 注2) 受診率は、「受診者数÷実施市町の40歳以上の国保加入者数」を示す。
 うち、カッコ書きの後期高齢者に係るものについては、「後期高齢者受信者数÷後期高齢者人口」を示す。
 注3) 平均単価は、実施市町での単価の平均を示す。
 注4) 基本健康診査の実施状況の詳細については別紙1-2のとおり。

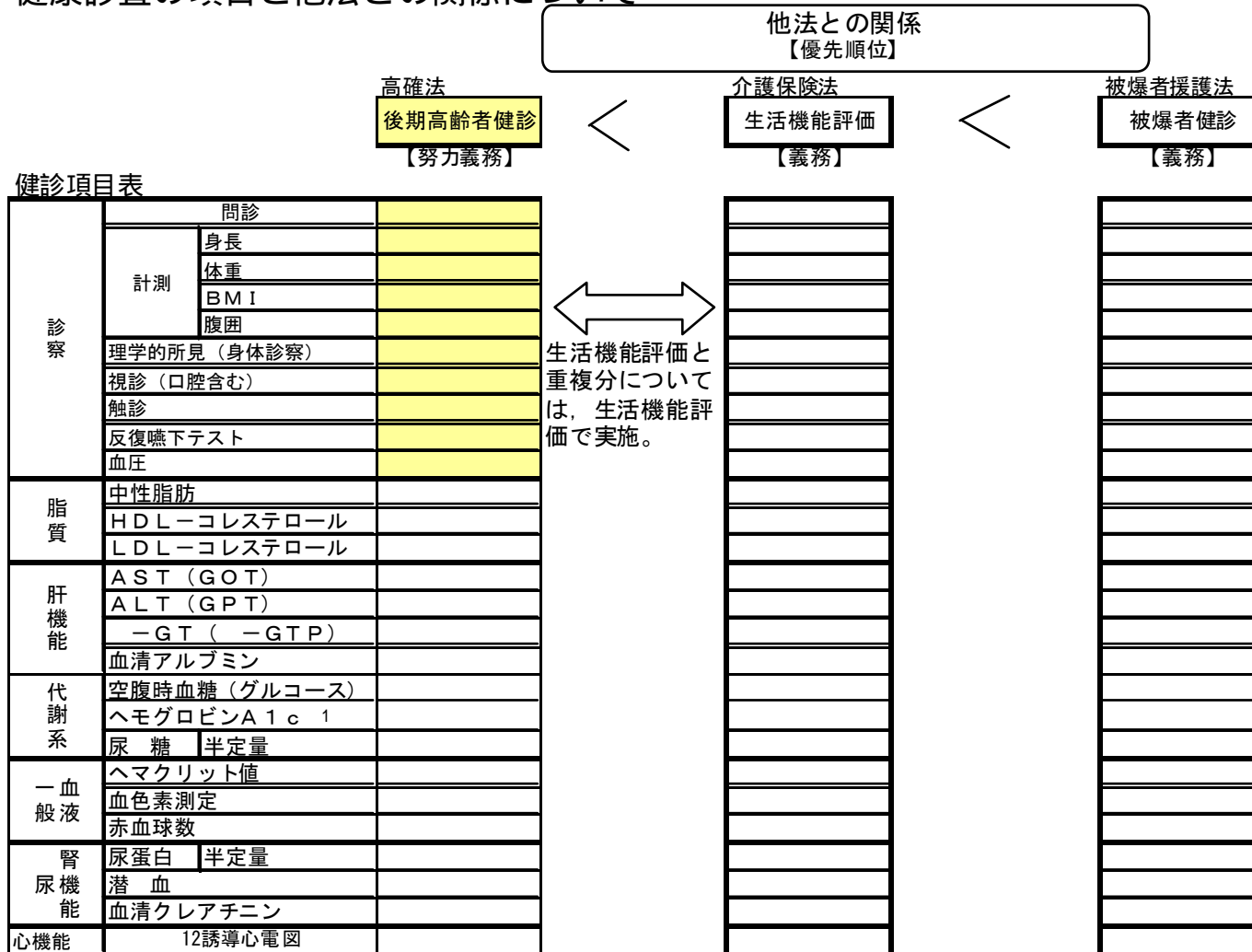
平成18年度基本健康診査実施状況

	A 受診者総数	B 18年度委託 金額	C 一人当たり平均金額 (C=A/B)			D 75歳以上 受診者数			E 75歳以上に係る 経費	75歳以上の 基本健康診査 自己負担金	後期高齢者 人口	受診率	備 考		
			集団検診	病院施設検診	個別健康診断	集団検診	病院施設検診	個別健康診断							
広島市	51,754	451,560,554	8,725	7,092	7,978	9,972	7,926	2,298	1,576	4,052	69,276,901	0	100,521	7.88%	
呉市	11,094	70,843,448	6,386	3,383		9,972	1,977	763		1,214	14,687,043	0	36,212	5.46%	
竹原市	2,189	21,828,708	9,972			9,972	1,039			1,039	10,360,908	0	5,306	19.58%	
三原市	5,483	40,643,964	7,413	5,880	7,978	9,972	808	426	167	215	5,981,186	0	15,975	5.06%	
尾道市	6,998	49,620,432	7,091	4,630	7,978	9,972	1,563	509	500	554	11,743,563	0	24,717	6.32%	
福山市	19,195	169,944,494	8,854	6,973	7,167	9,972	4,712	776	89	3,847	44,411,188	0	49,503	9.52%	
府中市	2,390	20,837,326	8,719	8,410		10,116	581	390		191	5,212,142	0	7,460	7.79%	
三次市	3,676	9,655,588	2,627	2,627			1,160	1,160			3,046,921	0	12,500	9.28%	
庄原市	4,001	38,551,912	9,636	3,080	6,069		773	773	0		2,470,510	1,037,900	9,956	7.76%	75歳以上は 個別検診対象外
大竹市	1,762	11,082,980	6,290			6,290	335			335	2,107,150	0	4,240	7.90%	必須科目合計額
東広島市	8,892	40,103,084	4,510	3,314		9,972	1,371	957		414	7,300,191	0	17,361	7.90%	
廿日市市	4,124	29,445,360	7,140	7,140			704	704			5,026,560	0	12,453	5.65%	
安芸高田市	4,611	24,948,932	5,411	4,567		8,400	1,162	987		175	5,977,629	0	7,031	16.53%	
江田島市	2,036	16,362,957	8,037	7,061		9,903	471	273		198	3,888,488	0	6,020	7.82%	
府中町	4,949	49,351,428	9,972			9,972	1,136			1,136	11,328,192	0	4,297	26.44%	
海田町	1,661	13,117,756	7,898	5,734		9,972	187	95		92	1,462,126	0	2,314	8.08%	
熊野町	2,476	17,431,040	7,040	7,040			220	220			1,548,800	0	2,446	8.99%	
坂町	744	3,422,400	4,600	4,600			121	121			556,600	0	1,873	6.46%	
安芸太田町	2,051	11,184,504	5,453	5,453			540	540			2,944,726	540,000	2,342	23.06%	
北広島町	2,490	14,816,425	5,950	5,600		8,076	838	838			4,692,800	0	4,515	18.56%	
大崎上島町	1,328	7,462,920	5,620	5,595		8,140	355	347		8	2,006,499	0	2,415	14.70%	
世羅町	1,318	12,593,490	9,555	9,555			369	369			3,525,795	0	4,421	8.35%	心電図等を含む
神石高原町	2,415	13,322,032	5,516	5,516			654	654			3,607,706	0	3,385	19.32%	
合計	147,637	1,138,131,734					29,002	13,200	2,332	13,470	223,163,624	1,577,900	337,263		
平均			7,061	5,663	7,434	9,378								8.60%	

- * 広島市については17年度の人口に16年度の実績を係数として算出したもの
- * CとFの数値が異なる理由は以下のとおり
- ・Cは集団検診、病院施設検診及び個別健康診断の平均値を割り戻したものの
- ・Fは75歳以上に係る総経費を総受診者数で割り戻したものの

1人当たりに係る経費(F=E/D)	7695円
-------------------	-------

健康診査の項目と他法との関係について



※ 生活機能評価との共同実施について

介護保険法に基づく生活機能評価は介護保険者（市町）が65歳以上の住民を対象に実施する義務がある。
65歳以上のものについては、後期高齢者（75歳以上）の健診と対象者が重複するので、受診者負担の軽減を図るため、原則、同時実施とする。
なお、重なる項目の費用負担は「生活機能評価と後期高齢者の重複では、義務付けで実施する生活機能評価が優先」する取り扱いを行う。

必須項目
医師の判断に基づき選択的に実施する項目
いずれかの項目で実施可能

* 被爆者についての考察

被爆者は被爆者健診において、精密検査を受診できる機会もあり、十分な健康管理が行われているため、後期高齢者の健診は実施しない。

保健事業(健康診査)に係る経費と保険料への影響額の粗い試算

19.9. 広島県後期高齢者医療広域連合

国の将来推計人口による被保険者見込数と、県内市町の平成18年度実績の受診率及び単価等を用いて試算した。

1 被保険者見込

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)より推計。

H20 (a)	H21	H20-21平均
327,935人	338,747人	333,341人

2 平成18年度の実績(老人保健制度による後期高齢者の基本健診の実績)

(1) 受診者数と受診率

平成18年度実績による受診者数と受診率。

後期高齢者数 (b)	受診者数 (c)	受診率(d)=(b)÷(c)
337,263人	29,002人	8.6%

(2) 受診者の健診別内訳

健診方式別の受診者数とその割合。

受診者数	健診方式	健診別受診者数	受診者構成比 (e)
29,002人	病院個別	13,470人	46.5%
	病院一括	2,332人	8.0%
	集 団	13,200人	45.5%

3 平成20年度の推計(経費と保険料への影響額)

(1) 健診受診者見込

平成18年の健診実績に基づき平成20年にかかる健診受診者を推計。

被保険者数 (a)	受診率 (d)	受診者数 (f)=(a)×(d)	健診方式	受診者構成比 (e)	健診別受診者見込 (g)=(f)×(e)
327,935人	8.6%	28,202	病院個別	46.5%	13,114人
			病院一括	8.0%	2,256人
			個 別	45.5%	12,832人

(2) 健診基準単価

平成18年度の健診別市町単価をもとに、生活機能評価重複分と自己負担分を差し引いたもので仮算定。

健診方式	市町平均単価 (h)	生活機能評価重複分 (i)	受診者自己負担分 (j)	健診基準単価(見込) (k)=(h)-(i)-(j)
病院個別	9,378円	3,173円	700円	5,505円
病院一括	7,434円	3,173円	500円	3,761円
集 団	5,663円	3,173円	300円	2,190円

(3) 健診費用推計

健診受診者推計に健診基準単価を乗じて、平成20年健診費用を積算。

健診方式	健診受診者見込 (g)	健診基準単価 (k)	健診費用推計額 (l)=(g)×(k)
病院個別	13,114人	5,505円	72,192,570円
病院一括	2,256人	3,761円	8,484,816円
集 団	12,832人	2,190円	28,102,080円
計	28,202人		108,779,466円

(4) 国庫補助見込額

健診一人当たりの国の助成額から単価を算出し、健診受診者見込を乗じて推計。

健診方式	健診受診者見込 (g)	課税・非課税の割合 (m)	課税・非課税別健診受診者見込数 (n)=(g)×(m)	国庫補助推定単価 (o)	国庫補助見込額 (p)=(n)×(o)
病院個別	13,114人	課税者	5,049人	1,110円	5,604,390円
		非課税者	8,065人	1,430円	11,532,950円
集団(病院一括, 個別)	15,088人	課税者	5,809人	640円	3,717,760円
		非課税者	9,279人	830円	7,701,570円
計	28,202人		28,202人		28,556,670円

※課税・非課税の割合は平成19年9月6日現在での見込によるもの。

※国庫補助推定単価は平成20年度の国の概算要求によるもの。

(5) 健診費用の財源構成

健診費用見込 (l)	国庫補助対象分				国庫補助対象外分 (r)=(l)-(q)
	国庫負担 (p)	保険料負担額	市 町	小計 (q)	
108,779,466円	28,556,000円	28,556,000円	28,556,000円	85,668,000円	23,111,466円

※ 国庫補助対象分の負担割合は国1/3, 被保険者(保険料)1/3, 市町1/3の予定。

(6) 国庫補助対象分の保険料への影響見込額

88円 < (p)÷(a)=28,556,000円÷327,935人 >

(7) 国庫補助対象外(超過)分の負担割合と保険料への影響見込額

	全額保険料で負担
被保険者負担額	23,111,466円
保険料への影響額	70円

(8) 健診事業の保険料への影響見込額((6)+(7))

保険料影響額	全額保険料で負担
国庫補助対象分(6)	88円
国庫補助対象外分(7)	70円
計	158円

別紙3